

社会福祉法人希望の家
役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人希望の家の役員等の報酬に関する事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と評議員選任・解任委員会委員を役員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

(役員等の報酬)

第3条 当法人は、役員等が理事会及び評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席したときは別表1によりその報酬を支払うことができる

(理事長の報酬)

第4条 理事長が前条の会議出席以外で法人及び施設の運営のために、業務にあたった場合は別表2により報酬を支払うことができる。

(報酬の支給方法)

第5条 役員等の報酬は会議に出席した都度、現金で支給する。

2 前条の理事長の報酬は、毎月27日（支給日が銀行休業日の場合は、後営業日）に現金で支給するか、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に支給する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の議決を要する。

附 則

この規程は、平成23年6月24日から施行する。

この規程は、一部を改正し平成24年9月24日から施行する。

この規程は、一部を改正し平成29年4月1日から施行する。

この規程は、一部を改正し令和4年4月1日から施行する。

別表1

	報 酬
理事会出席	1回 5,000円
評議員会出席	1回 5,000円
評議員選任・解任委員会出席	1回 5,000円

別表2

理事長	報 酬
1回	2,500円